

佐賀県名木・古木登録要領

（趣 旨）

第 1 この要領は、県民の生活に密着して物語や伝承を生み出し、文化・歴史を育みながら生きてきたふるさとの巨樹、古木や名木などを「佐賀県名木・古木」（以下「名木・古木」という。）として登録し、この貴重な自然の財産を保護・継承することにより県民の緑や自然保護に対する意識高揚を図り、もって豊かな自然環境と潤いのある生活環境を維持することを目的とする。

（名木・古木の基準）

第 2 登録の対象となる名木・古木は、次のいずれかに該当する樹木又は樹木集団とする。

（ 1 ） 名 木

- ア 特別名勝
- イ 国天然記念物
- ウ 県天然記念物
- エ 市町天然記念物
- オ 学術的に貴重なもの
- カ 歴史的に由緒のあるもの
- キ 名勝地、遺跡、公共施設等の中にあつて、景観上重要な役割を果たしているもの
- ク 公共機関が記念樹として永久的に保存するため植樹したもの
- ケ 県木のクスのうち著名なもの

（ 2 ） 古 木

- ア 樹齢がおおむね 100 年以上のもの
- イ 目通り幹周りがおおむね 2 m 以上のもの

（名木・古木の登録）

第3 知事は、第2の基準に該当し、特に保護・継承する必要のある樹木を名木・古木として登録するものとする。

2 市町長は、前項の登録を受けようとする場合は、樹木の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の同意を得、名木・古木登録申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の登録をしたときは、その旨を市町長及び農林事務所長に通知するものとする。

（標板の設置）

第4 知事は、登録した樹木（以下「登録樹」という。）について、名木・古木の標板を設置しなければならない。

2 標板の規格及び文字は、別図を基本とする。

（管 理）

第5 登録樹の管理は、所有者等が行うものとする。

2 知事、農林事務所長及び市町長は、前項の管理に関して必要な指導及び助言をすることができる。

（登録の変更）

第6 知事は、登録樹について次の各号に掲げる事項に該当する場合は、その登録を変更するものとする。

（1）所有者等から正当な理由に基づいて変更の申し出があった場合

（2）その他特殊な事由により、知事が必要と認めた場合

2 市町長は、前項第1号の申し出があった場合は、登録変更申請書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の登録の変更をしたときは、その旨を市町長及び農林事務所長に通知するものとする。

(登 録 の 解 除)

第 7 知事は、登録樹について次の各号に掲げる事項に該当する場合は、その登録を解除するものとする。

(1) 枯死又は消失した場合

(2) 所有者等から正当な理由に基づいて解除の申請があった場合

(3) その他特殊な事由により、知事が必要と認めた場合

2 市町長は、前項第 1 号の事由が生じた場合は、登録解除申請書（別記様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は第 1 項の登録の解除をしたときは、その旨を市町長及び農林事務所に通知するものとする。

(台 帳)

第 8 知事は、登録樹に関する台帳（別記様式第 4 号）を作成し、これを整理し保管しなければならない。

2 知事は、前項の台帳を農林事務所と情報共有するものとする。

付 則

1 この要領は、平成 5 年 1 2 月 8 日から施行する。

2 この要領は施行前に佐賀の名木・古木として登録された樹木については、この要領による登録樹とみなし、この要領の規定を適用する。

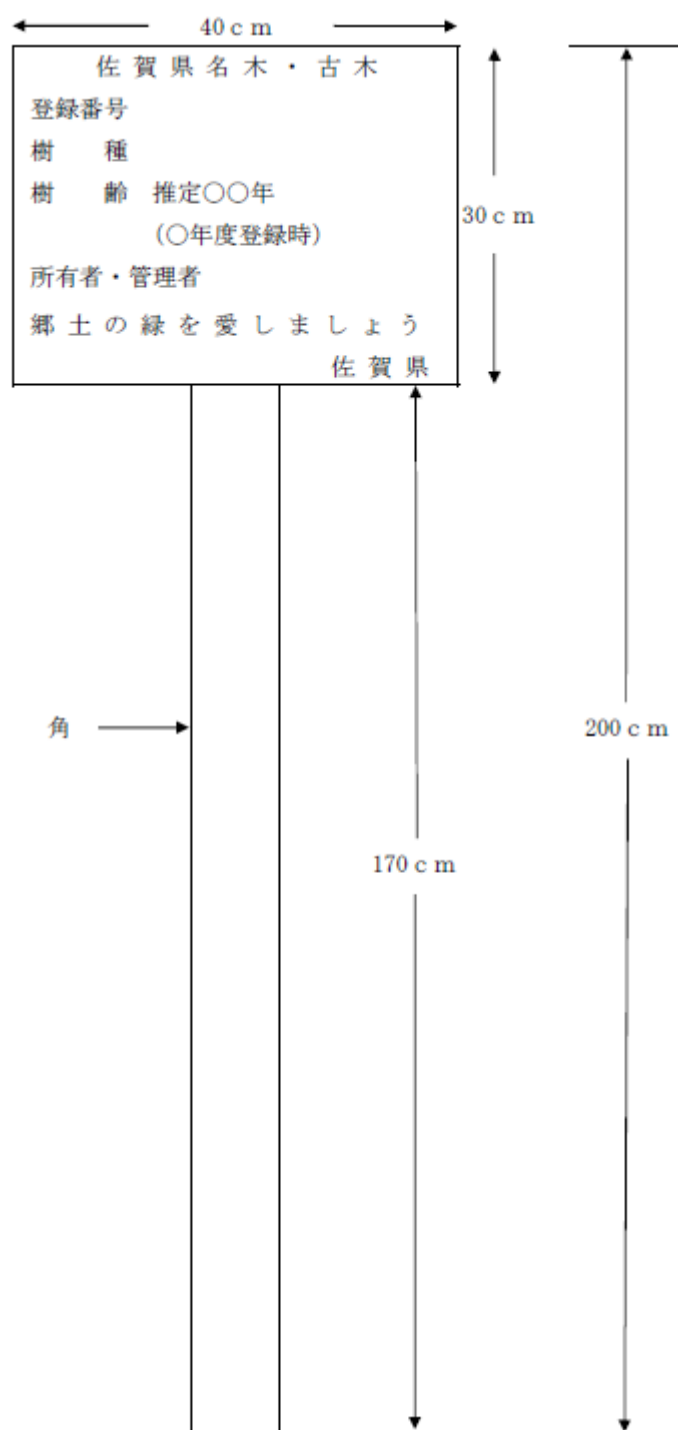
3 この要領の施行前に提出された名木・古木登録申請書については、この要領による登録申請書とみなし、この要領の規定を適用する。

4 この要領は、平成 1 9 年 7 月 2 日から施行する。

5 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

6 この要領は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

別 図 名 木 ・ 古 木 標 板 の 規 格 及 び 文 字



- ・ 標 板 : 白 色
- ・ 文 字 : 黒 色 又 は 緑 色

佐賀県名木・古木登録申請書

佐賀県知事 様

市町長

下記樹木を佐賀県名木・古木に登録していただくよう申請します。

記

1. 登録区分（※該当する項目に☑を付すこと。）

区分	基準
☐ 名木	☐ ア.特別名勝 ☐ イ.国天然記念物 ☐ ウ.県天然記念物 ☐ エ.市町天然記念物 ☐ オ.学術的に貴重なもの ☐ カ.歴史に由緒のあるもの ☐ キ.名勝地、遺跡、公共施設等の中にあつて、景観上重要な役割を果たしているもの ☐ ク.公共機関が記念樹として永久的に保存するため植樹したもの ☐ ケ.県木のクスのうち著名なもの
☐ 古木	☐ ア.樹齢がおおむね100年以上のもの ☐ イ.目通り幹周りがおおむね2m以上のもの

※それぞれ基準に該当することがわかる資料がある場合は当該資料を、
無い場合は基準に該当すると判断する市町の意見を別途添付すること。

2. 登録樹木の概要

樹種		通称	
樹齢 (登録時推定)	年	樹木の 大さき	高さ m
			幹周り m
			枝張り m
所在地		所有者 又は 管理者	

※位置図・樹木写真を添付

佐賀県名木・古木登録変更申請書

佐賀県知事 様

市町長

佐賀県名木・古木登録の下記樹木について、登録内容の変更を申請します。

記

1. 登録番号

2. 変更理由

3. 変更後の内容

樹種		通称	
樹齢 (登録時推定)	年	樹木の 大さ	高さ m
			幹周り m
			枝張り m
所在地		所有者 又は 管理者	

佐賀県名木・古木登録解除申請書

佐賀県知事 様

市町長

佐賀県名木・古木登録の下記樹木について、登録解除を申請します。

記

1. 登録番号

2. 解除理由

様式第4号

佐賀県名木・古木台帳

[illegible]